

法の一般原則・一般制度(3)

(百選「I-36」～「I-39」)

問題 001

県が公立学校の教員らに対して行った給与減額措置の法的性質は、当該県が当該教員らに対して有する過払給与金額相当の不当利得返還請求権を自働債権とし、当該教員らの県に対して有する給与請求権を受働債権とする相殺であると考え余地はない。

001 解答：誤り

相殺にほかならないとした。(I-36)

問題 002

過払額相当額をその後支払うべき賃金と清算することは、本来、支払われるべき賃金を正当に支払ったことになるのであって、賃金と全く関係のない債権による相殺と同一視すべきではない。

002 解答：妥当である。(I-36)

問題 003

労働基準法 24 条 1 項本文の法意にかんがみるときは、賃金の過払を原因とする相殺であっても、もとより無制限であるべきではない。

003 解答：妥当である。(I - 3 6)

問題 004

公立学校の教員に支払われた賃金について、過払を原因とする相殺は、過払のあった時期から見て、これと賃金の清算調整の実を失わない程度に合理的に接着した時期においてなされる場合であり、しかも、その金額、方法等においても、労働者の経済生活の安定をおびやかすおそれのない場合に限って例外的に許されるとするような論は、公平の見地からとうてい認めることはできない。

004 解答：誤り

このような論を展開し、認めた。(I - 3 6)

問題 005

国と公務員の関係は、いわゆる特別権力関係なのであって、国は公務員に対して安全配慮義務を負わない。

005 解答：誤り

最高裁は、特別権力関係とはせず、国の安全配慮義務を認めた。(I - 36)

問題 006

会計法30条が金銭の給付を目的とする国の権利及び国に対する権利につき5年の消滅時効期間を定めたのは、国の権利義務を早期に決済する必要があるなど主として行政上の便宜を考慮したことに基づくものである。

006 解答：妥当である。(I - 37)

問題 007

会計法30条の5年の消滅時効期間の定めは、行政上の便宜を考慮する必要がある金銭債権について、他の時効期間に関する法律等の規定に優先して適用されるものと解すべきである。

007 解答：誤り

他に時効期間につき特別の規定のないものについて適用されるものと判示した。(I - 37)

問題 008

国が、公務員に対する安全配慮義務を懈怠し違法に公務員の生命、健康等を侵害して損害を受けた公務員に対し損害賠償の義務を負う事態は、その発生が偶発的であって多発するものとはいえないから、行政上の便宜を考慮する必要はなく、また、公平の理念に基づき被害者に生じた損害の公正な填補を目的とする点において、私人相互間における損害賠償の関係とその目的性質を異にするものではない。

008 解答：妥当である。(I - 3 7)

問題 009

安全配慮義務に違反した国の行為により被害を受けた公務員が有する損害賠償請求権の消滅時効期間は、民法167条1項所定の10年ではなく、会計法30条所定の5年とすべきである。

009 解答：誤り

会計法30条所定の5年とすべきではなく、民法167条1項により10年と解すべきであるとした。(I - 3 7)

問題 010

公共用財産が、長年の間事実上公の目的に供用されることなく放置され、公共用財産としての形態、機能を全く喪失し、その物のうえに他人の平穩かつ公然の占有が継続したが、そのため實際上公の目的が害されるようなこともなく、もはやその物を公共用財産として維持すべき理由がなくなった場合には、右公共用財産については、黙示的に公用が廃止されたものとして、これについて所得時効の成立を妨げないものと解するのが相当である。

010 解答：妥当である。(I - 3 8)

問題 011

時効取得の対象となる公物は、明示の公用廃止がなければならぬ。

011 解答：誤り

最高裁は、黙示的に公用が廃止されることを認めた。(I - 3 8)

問題 012

貸倒れによって課税の前提が失われるに至ったにもかかわらず、なお、課税庁が課税処分に基づいて徴収権を行使し、あるいは、既に徴収した税額をそのまま保有することができるとするのは、所得税の本質に反するばかりでなく、事業所得を構成する債権の貸倒れの場合とその他の債権の貸倒れの場合との間にいわれなき救済措置の不均衡をもたらすものというべきであって、法がかかる結果を是認しているものとはとうてい解されない。

012 解答：妥当である。(I - 3 9)

問題 013

課税庁としては、貸倒れの事実が判明したからといって、是正措置をとるべきことが法律上期待され、かつ、要請されているものということとはできない。

013 解答：誤り

法律上期待され、かつ、要請されているものとした。(I - 3 9)

問題 014

課税庁又は国は、納税者に対し、その貸倒れにかかる金額の限度においてもはや当該課税処分の効力を主張することができないものとなり、したがって、右課税処分に基づいて租税を徴収しえないことはもちろん、既に徴収したものは、法律上の原因を欠く利得としてこれを納税者に返還すべきである。

014 解答：妥当である。(I - 3 9)